総務委員会資料

1 令和2年第4回定例会提出予定議案の説明

【議案第77号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

令和2年5月27日 財政局

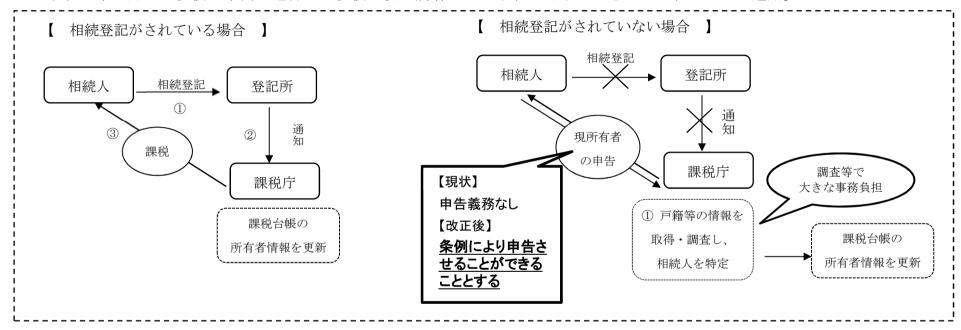
川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 現に所有している者(相続人等)の申告の制度化

(1) 令和2年度税制改正(地方税法)

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるとされた。

※令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用。



(2)改正内容(市税条例)

ア 現に所有している者の申告の制度化

現に所有している者に氏名・住所等を記載した申告書を市長へ提出させることができるよう定めるもの

イ 現に所有している者の不申告に関する過料

現に所有している者が申告しなかった場合において、他の申告制度と同様の罰則を設けるもの

(3)施行期日

公布の日

2 固定資産税等の課税標準の特例措置(わがまち特例)の改正

(1) 令和2年度税制改正(地方税法)

令和2年度税制改正に伴い、固定資産税等の課税標準の特例割合を<u>わがまち特例(※)</u>として条例で定めるもの及び既存のわがまち特例を廃止等するもの

※「わがまち特例」とは地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において地方団体が自主的に 判断し、条例で決定する仕組みのこと

(2) 改正内容(市税条例)

ア 新たに規定するもの

対象施設	法に定める特例割合	参酌すべき割合	条例で定める割合
浸水被害軽減地区	2分の1以上6分の5以下	3分の2	<u>3分の2</u>

イ 廃止するもの

- (ア)公害防止用設備(大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設)
- (イ) 認定誘導事業により取得した公共施設等
- ウ その他

地方税法の改正に伴い、引用条文の規定の改正等の所要の整備を行う。

(3) 施行期日

公布の日

- 3 地方税法等の改正に伴う所要の整備
- (1) 改正内容(市税条例)
 - ア 特例基準割合の見直しに伴う所要の整備

国税における利子税・還付加算金等の見直しに伴う地方税法の改正に併せて、所要の整備を行うもの。

イ 連結納税制度の見直しに伴う所要の整備

国税における連結納税制度の見直しに併せて、所要の整備を行うもの。

ウ 軽自動車税環境性能割における税率の特例措置の延長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策の1つとして、特例措置の適用期限を6か月間延長するもの。

(2) 施行期日

上記ア・・令和3年1月1日。上記イ・・令和4年4月1日。上記ウ・・公布の日。

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

川崎市市代末例の一部を以正する未例利用対照衣				
市税条例(改正後)	市税条例(改正前)			
○川崎市市税条例	○川崎市市税条例			
昭和25年8月19日条例第26号	昭和25年8月19日条例第26号			
(均等割の税率)	(均等割の税率)			
第20条 均等割の税率は、次に定める額とする。	第20条 均等割の税率は、次に定める額とする。			
(1) 略	(1) 略			
(2) 第18条第3号又は第4号の者	(2) 第18条第3号又は第4号の者			
ア 次に掲げる法人 年額 50,000円	ア 次に掲げる法人 年額 50,000円			

(ア)~(エ) 略

(オ) 資本金等の額(法<u>第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。イからケまで及び第3項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(エ)に掲げる法人を除く。イからケまで及び第3項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数(イからケまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

イ~ケ 略

2 前項第2号に定める者の均等割額は、年額に法第312条第3項第1号の 法人税額の課税標準の算定期間

若しくは同項第2号の期間

<u>又は同項第3号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた 月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合におけ る月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に 満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

3 略

(法人税割の課税の特例)

(オ) 資本金等の額(法<u>第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。イからケまで及び第3項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(エ)に掲げる法人を除く。イからケまで及び第3項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数(イからケまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

イ~ケ 略

(r)~(x) 略

- 2 前項第2号に定める者の均等割額は、年額に法第312条第3項第1号の 法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日か ら6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間 又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた 月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合におけ る月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に 満たない端数を生じたときは、切り捨てる。
- 3 略

(法人税割の課税の特例)

市税条例(改正後)

第23条の4 次の各号に掲げるもの(法人税法<u>第4条の3</u>に規定する受託 法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。)を除く。) に対する各事業年度______における法人税割額は、前条の 規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当 する額を控除した金額とする。

(1)~ (2) 略

2 前項の規定を適用する場合において、同項各号に掲げる資本金の額又は出資金の額は、法第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあっては、同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日(同項の法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定によって申告納付するものにあっては法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の直前の同項の算定期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を含む同項の算定期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあっては同日))現在

における資本金の額又は

出資金の額による。

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 略

2 法<u>第343条第10項</u>に規定する特定附帯設備については、当該特定附帯設備を取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって前項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

3 略

市税条例(改正前)

第23条の4 次の各号に掲げるもの(法人税法<u>第4条の7</u>に規定する受託 法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。)を除く。) に対する各事業年度<u>又は各連結事業年度</u>における法人税割額は、前条の 規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当 する額を控除した金額とする。

(1)~ (2) 略

2 前項の規定を適用する場合において、同項各号に掲げる資本金の額又は出資金の額は、法第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあっては<u>同項に規定する法人税額</u>の課税標準の算定期間の末日(同項の法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定によって申告納付するものにあっては法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の直前の同項の算定期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を含む同項の算定期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあっては同日))現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあっては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金の額又は出資金の額による。

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 略

- 2 法<u>第343条第9項</u>に規定する特定附帯設備については、当該特定附帯設備を取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって前項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。
- 3 略

市税条例(改正後)

(法第349条の3に規定する固定資産税の課税標準の特例)

第39条の4 法第349条の3に規定する条例で定める割合は、次のとおりと する。

- (1) 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (2) 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (3) 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合 3分の1

(現所有者の申告)

- 第51条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下こ の条及び次条において同じ。) は、現所有者であることを知った日の翌 日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長 に提出しなければならない。
- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する 個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有 しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人と の関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しく は家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡してい る場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

- 第52条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をい | 第52条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をい う。)が 第51条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条 の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなか った場合には 、100,000円以下の過料に処する。
- 2 略

附則

市税条例(改正前)

(法第349条の3に規定する固定資産税の課税標準の特例) 第39条の4 法第349条の3に規定する条例で定める割合は、次のとおりと する。

- (1)法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (2) 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (3) 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合 3分の1

(新規)

(固定資産に係る不申告に関する過料)

う。) は、第51条又は 法第383条の規定によって

申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしな かった場合においては、100,000円以下の過料に処する。

2 略

附則

市税条例(改正後)

市税条例(改正前)

$1\sim6$ 略

(延滞金の割合の特例)

7 法附則第3条の2第1項の規定により、第13条に規定する延滞金の年 14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかか わらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特 別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセ ントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年

中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合 に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)

- 8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、 次のとおりとする。
 - (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の 1
 - (<u>2</u>) 法<u>附則第15条第2項第5号</u>に規定する条例で定める割合 4分の3
 - (3) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 4分の3
 - (<u>4</u>) 法附則第15条第19項本文に規定する条例で定める割合 5分の 3

$1\sim6$ 略

(延滞金の割合の特例)

7 法附則第3条の2第1項の規定により、第13条に規定する延滞金の年 14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、当分の間、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に</u>租税特別措置法第93条第2項<u>の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年</u>における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)

- 8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。
 - (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の 1
 - (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の <u>1</u>
 - (<u>3</u>) 法<u>附則第15条第2項第6号</u>に規定する条例で定める割合 4分の3
 - (4) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 4分の3
 - (5) 法附則第15条第19項本文に規定する条例で定める割合 5分の 3

市税条例(改正後)	市税条例(改正前)
(<u>5</u>) 法附則第15条第19項ただし書に規定する条例で定める割合 2	(<u>6</u>) 法附則第15条第19項ただし書に規定する条例で定める割合 2
(<u>6</u>) 法 <u>附則第15条第26項</u> に規定する条例で定める割合 2分の1	(<u>7</u>) 法 <u>附則第15条第29項</u> に規定する条例で定める割合 2分の1
(<u>8</u>) 法 <u>附則第15条第27項第2号</u> に規定する条例で定める割合 2分	(<u>9</u>) 法 <u>附則第15条第30項第2号</u> に規定する条例で定める割合 2分
Ø 1	の1
(<u>9</u>) 法 <u>附則第15条第27項第3号</u> に規定する条例で定める割合 2分の	(<u>10</u>) 法 <u>附則第15条第30項第3号</u> に規定する条例で定める割合 2分
1	$\mathcal{O} 1$
(<u>10</u>) 法 <u>附則第15条第28項第1号</u> に規定する条例で定める割合 3分	(<u>11</u>) 法 <u>附則第15条第31項第1号</u> に規定する条例で定める割合 3分の
Ø 2	2
(<u>11</u>) 法 <u>附則第15条第28項第2号</u> に規定する条例で定める割合 2分	(<u>12</u>) 法 <u>附則第15条第31項第2号</u> に規定する条例で定める割合 2分
Ø 1	Ø 1
(<u>12</u>) 法 <u>附則第15条第30項第1号</u> に規定する条例で定める割合 2分	(<u>13</u>) 法 <u>附則第15条第33項第1号</u> に規定する条例で定める割合 2分
の 1	の 1
(<u>13</u>) 法 <u>附則第15条第30項第2号</u> に規定する条例で定める割合 12分	(<u>14</u>) 法 <u>附則第15条第33項第2号</u> に規定する条例で定める割合 12分
の 7	の 7
(<u>14</u>) 法 <u>附則第15条第30項第3号</u> に規定する条例で定める割合 3分	(<u>15</u>) 法 <u>附則第15条第33項第3号</u> に規定する条例で定める割合 3分
Ø 1	Ø 1
(<u>15</u>) 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する条例で定める割合 3分の2	(<u>16</u>) 法 <u>附則第15条第38項</u> に規定する条例で定める割合 3分の2
	<u>(17) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 5分の4</u>
(<u>16</u>) 法 <u>附則第15条第38項</u> に規定する条例で定める割合 3分の1	(<u>18</u>) 法 <u>附則第15条第44項</u> に規定する条例で定める割合 3分の1
(<u>17</u>) 法 <u>附則第15条第39項</u> に規定する条例で定める割合 3分の2	(<u>19</u>) 法 <u>附則第15条第45項</u> に規定する条例で定める割合 3分の2
(<u>18</u>) 法 <u>附則第15条第41項</u> に規定する条例で定める割合 零	(<u>20</u>) 法 <u>附則第15条第47項</u> に規定する条例で定める割合 零
(19) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 3分の2	
(<u>20</u>) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2	(<u>21</u>) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2
	(der de et de ev) - em de la blade - ev de e et ev
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

市税条例(改正後)	市税条例(改正前)
22 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。	22 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略

(3) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の3第2号及び前号の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から $\frac{6}{10}$ 0分の $\frac{1}{10}$ 1日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「 $\frac{100}{100}$ 002」とあるのは、「 $\frac{100}{100}$ 001」とする。

(3) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の3第2号及び前号の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。